

官報号外

昭和五十六年六月五日

○第九十四回 参議院会議録第二十三号

昭和五十六年六月五日(金曜日)

午前十時七分開議

○議事日程 第二十三号

昭和五十六年六月五日
午前十時七分開議

第一 難民の地位に関する条約の締結について

承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 難民の地位に関する議定書の締結について

承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 出入国管理令の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

第四 難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他の関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 母子福祉法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第六 食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 摶発油販売業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第八 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第九 全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一〇 国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願
第一一 身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

第一一二 一般テレビ番組への字幕・手話通訳をする請願(二十二件)

第一一三 文字多重放送のもうあ者向け利用に関する請願(二件)

第一一四 電電サービスセンター設置に関する請願(一九件)

第一一五 有線音楽放送の正常化に関する請願(七件)

第一一六 石炭政策の推進に関する請願(一五件)

第一一七 中小零細企業の経営危機打開に関する請願(一九件)

第一一八 産炭地域振興臨時措置法等石炭関係六法の延長に関する請願(一件)

第一一九 貿易摩擦回避に関する請願(一件)

第一二〇 両上肢及び四肢麻痺障害者のための自動車の開発に関する請願(一九件)

第一二一 液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願(七件)

第一二二 行政機会の確保に関する請願(二二件)

第一二三 婦人差別撤廃のため国籍法改正に関する請願(二二件)

第一二四 国籍法の改正に関する請願(四件)

第一二五 民間保育事業振興に関する請願(六十件)

第一二六 障害者の福祉拡充及び社会復帰に関する請願(三十八件)

第一二七 保育振興対策等に関する請願(三十六件)

第一二八 社会保険診療報酬の合理的な改定促進に関する請願(六件)

第一二九 保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願(二件)

第一三〇 保育所の大量増設等に関する請願(十一件)

第一三一 未帰還帰國者特別援護措置に関する請願(三件)

第一三二 國立腎センター設立に関する請願(七件)

第一三三 國民健康保険財政の強化に関する請願(二件)

第一三四 学童保育の制度化等に関する請願(二件)

第一三五 腎臓病の予防、治療対策の拡充と患者の生活保障対策の改善に関する請願(二十五件)

第一三六 旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願(四十九件)

第一三七 社会保険診療報酬の改善に関する請願(三件)

第一三八 労働行政体制確立に関する請願(二十七件)

第一三九 身体障害者に対する福祉行政に関する請願(二十二件)

第一四〇 国民健康保険制度の抜本的改革に関する請願(二十六件)

第一四一 障害者対策の充実に関する請願(二件)

第一四二 下垂体性小人症患者治療薬の国産化等に関する請願(二件)

第一四三 手話通訳制度の法令化に関する請願(二件)

第一四四 身体障害者福祉法の改正による中途失聴者及び難聴者の救済に関する請願(二件)

第一四五 健康保険による歯科医療充実に関する請願(六件)

第一五六 健康保険による歯科医療充実に関する請願(七件)

第一五六 保育所に嘱託歯科医師の配置に関する請願(二件)

第一五六 身体障害者福祉における内部障害者に対する不公平是正等に関する請願(二件)

第一五六 重度障害者の通院費に関する請願(二件)

第一五六 重度障害者福祉法の対象範囲拡大等に関する請願(二件)

第一五六 重度障害者作業所の助成に関する請願(二件)

第一五六 婦人差別撤廃条約批准促進に関する請願(二件)

第一五六 婦人差別撤廃条約批准促進に関する請願(二件)

第一五六 ソ連地区扣留死亡者の遺骨送還に関する請願(六十六件)

第一五六 婦人に對するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願(二八件)

第一五六 婦人に對するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願(二二件)

第一五六 学校給食用牛乳供給事業に関する請願(二件)

第一五六 米の消費拡大対策強化に関する請願(二件)

第一五六 農業改良普及事業の縮減反対に関する請願(二件)

第一五六 婦人に對するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願(二二件)

第四八 保育所に嘱託歯科医師の配置に関する請願

第四九 身体障害者福祉における内部障害者に対する不公平是正等に関する請願

第五〇 重度障害者の通院費に関する請願

第五一 難治性肝炎患者の発生予防体制確立等に関する請願

第五二 身体障害者福祉法の対象範囲拡大等に関する請願

第五三 保育所の建設と施設運営改善等に関する請願

第五四 無認可障害者作業所の助成に関する請願

第五五 婦人差別撤廃条約批准促進に関する請願

第五六 ソ連地区扣留死亡者の遺骨送還に関する請願

第五七 婦人に對するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願

第五八 婦人に對するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願

第五九 学校給食用牛乳供給事業に関する請願

第六〇 米の消費拡大対策強化に関する請願

第六一 農業改良普及事業の縮減反対に関する請願

第六二 さけ・ます増殖事業の拡充強化に関する請願

第六三 蚕糸業の振興に関する請願

第六四 昭和五十六年度畜産物政策価格並びに畜産經營の安定強化に関する請願

第六五 林業の振興と木材の国内自給体制の確立に関する請願

第六六 木材関連産業の不況対策に関する請願

第六七 私学に対する大幅国庫助成等に関する請願

第六八 文書館設立に関する請願

第六九 大幅な私学助成に関する請願	発議者	片山 基市	遠藤 政夫
第七〇 小学校学習指導要領における森林・林業教育復活に関する請願(二件)	佐々木 滉	高杉 達忠	
第七一 文書館法(仮称)制定に関する請願(二件)	小平 芳平		
第七二 婦人差別撤廃のため教育の男女不平等は正に関する請願(七十五件)	石本 茂	斎藤 十朗	五、医療から職業訓練まで一貫したりハビリティ・シヨン体制の整備に努めるとともに、専門職員の養成確保を図るよう努めること。
第七三 教育における男女平等に関する請願(四件)	関口 恵造	田代由紀男	六、精神障害者の社会復帰を促進するための施策の充実に努めること。
第七四 公立大学助成拡充に関する請願(二件)	田中 正巳	福島 茂夫	七、広範多岐にわたる障害者対策の総合的な推進体制を整備する等、所要の措置について配慮すること。
○本日の会議に付した案件	丸茂 重貞	村上 正邦	本院は、こうした政府の努力がより大きな成果を挙げるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。
一、国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案(片山基市君外四名発議)(委員会審査省略要求事件)	森下 泰	丸谷 金保	右決議する。
一、日程第一より第七四まで	安恒 良一	渡部 通子	
一、常任委員長辞任の件	沓脱タケ子	三治 重信	
一、常任委員長の選舉	前島英三郎	山田耕三郎	
○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。	参議院議長 徳永 正利殿		
この際、お諮りいたします。			
片山基市君外四名発議に係る国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。			
○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。			
よつて、本案を議題といたします。			
君。			
国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案			
と。昭和五十六年六月二日			

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。	発議者	片山 基市	遠藤 政夫
この際、お諮りいたします。	佐々木 滉	高杉 達忠	
片山基市君外四名発議に係る国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。	小平 芳平		
○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。	石本 茂	斎藤 十朗	五、医療から職業訓練まで一貫したりハビリティ・シヨン体制の整備に努めるとともに、専門職員の養成確保を図るよう努めること。
よつて、本案を議題といたします。	関口 恵造	田代由紀男	六、精神障害者の社会復帰を促進するための施策の充実に努めること。
君。	田中 正巳	福島 茂夫	七、広範多岐にわたる障害者対策の総合的な推進体制を整備する等、所要の措置について配慮すること。
国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案	丸茂 重貞	村上 正邦	本院は、こうした政府の努力がより大きな成果を挙げるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。
と。	森下 泰	丸谷 金保	右決議する。
昭和五十六年六月二日	安恒 良一	渡部 通子	
	沓脱タケ子	三治 重信	
	前島英三郎	山田耕三郎	
	参議院議長 徳永 正利殿		

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。	発議者	片山 基市	遠藤 政夫
この際、お諮りいたします。	佐々木 滉	高杉 達忠	
片山基市君外四名発議に係る国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。	小平 芳平		
○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。	石本 茂	斎藤 十朗	五、医療から職業訓練まで一貫したりハビリティ・シヨン体制の整備に努めるとともに、専門職員の養成確保を図るよう努めること。
よつて、本案を議題といたします。	関口 恵造	田代由紀男	六、精神障害者の社会復帰を促進するための施策の充実に努めること。
君。	田中 正巳	福島 茂夫	七、広範多岐にわたる障害者対策の総合的な推進体制を整備する等、所要の措置について配慮すること。
国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案	丸茂 重貞	村上 正邦	本院は、こうした政府の努力がより大きな成果を挙げるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。
と。	森下 泰	丸谷 金保	右決議する。
昭和五十六年六月二日	安恒 良一	渡部 通子	
	沓脱タケ子	三治 重信	
	前島英三郎	山田耕三郎	
	参議院議長 徳永 正利殿		

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。	発議者	片山 基市	遠藤 政夫
この際、お諮りいたします。	佐々木 滉	高杉 達忠	
片山基市君外四名発議に係る国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。	小平 芳平		
○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。	石本 茂	斎藤 十朗	五、医療から職業訓練まで一貫したりハビリティ・シヨン体制の整備に努めるとともに、専門職員の養成確保を図るよう努めること。
よつて、本案を議題といたします。	関口 恵造	田代由紀男	六、精神障害者の社会復帰を促進するための施策の充実に努めること。
君。	田中 正巳	福島 茂夫	七、広範多岐にわたる障害者対策の総合的な推進体制を整備する等、所要の措置について配慮すること。
国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案	丸茂 重貞	村上 正邦	本院は、こうした政府の努力がより大きな成果を挙げるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。
と。	森下 泰	丸谷 金保	右決議する。
昭和五十六年六月二日	安恒 良一	渡部 通子	
	沓脱タケ子	三治 重信	
	前島英三郎	山田耕三郎	
	参議院議長 徳永 正利殿		

○議長(徳永正利君) これより会議を開きます。	発議者	片山 基市	遠藤 政夫
この際、お諮りいたします。	佐々木 滉	高杉 達忠	
片山基市君外四名発議に係る国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。	小平 芳平		
○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。	石本 茂	斎藤 十朗	五、医療から職業訓練まで一貫したりハビリティ・シヨン体制の整備に努めるとともに、専門職員の養成確保を図るよう努めること。
よつて、本案を議題といたします。	関口 恵造	田代由紀男	六、精神障害者の社会復帰を促進するための施策の充実に努めること。
君。	田中 正巳	福島 茂夫	七、広範多岐にわたる障害者対策の総合的な推進体制を整備する等、所要の措置について配慮すること。
国際障害者年に当たり、障害者の「完全参加と平等」の実現を図る決議案	丸茂 重貞	村上 正邦	本院は、こうした政府の努力がより大きな成果を挙げるよう、国民各層の理解と協力をあわせて求めるものである。
と。	森下 泰	丸谷 金保	右決議する。
昭和五十六年六月二日	安恒 良一	渡部 通子	
	沓脱タケ子	三治 重信	
	前島英三郎	山田耕三郎	
	参議院議長 徳永 正利殿		

難民の地位に関する条約の締結について承認を求める件外一件

難民を追放してはならない。

- 2 業務災害又は職業病に起因する難民の死亡について補償を受ける権利は、この権利を取得する者が締約国の領域外に居住していることにより影響を受けない。

- 3 締約国は、取得された又は取得の過程にあつた社会保障についての権利の維持に關し他の締約国との間で既に締結した協定又は将来締結することのある協定の署名国の国民に適用される条件を難民が満たしている限り、当該協定による利益と同一の利益を当該難民に与える。

- 4 締約国は、取得された又は取得の過程にあつた社会保障についての権利の維持に關する協定であつて非締約国との間で現在効力を有し又は将来効力を有することのあるものによる利益と同一の利益をできる限り難民に与えることにして好意的考慮を払うものとする。

第五章 行政上の措置

1 第二十五条 行政上の援助

- 難民がその権利の行使につき通常外国の機関の援助を必要とする場合において当該外国の機関の援助を求めることができないときは、当該難民が居住している締約国は、自國の機関又は国際機関により同様の援助が当該難民に与えられるよう取り計らう。

- 2 1にいう自國の機関又は国際機関は、難民に対し、外国人が通常本国の機関から又は本国の機関を通じて交付を受ける文書又は証明書と同様の文書又は証明書を交付するものとし、また、その監督の下にこれらの文書又は証明書が交付されるようとする。
- 3 2の規定により交付される文書又は証明書は、外國人が本国の機関から又は本国の機関を通じて交付を受ける公文書に代わるものとし、反証のない限り信用が与えられるものとする。
- 4 生活に困窮する者に対する例外的な取扱いがある場合には、これに従うことを条件として、この条に規定する事務については手数料を徵收

することができるが、その手数料は、妥当な手数料に相応するものでなければならない。

- 5 この条の規定は、第二十七条及び第二十八条の規定の適用を妨げるものではない。

第二十六条 移動の自由

- 締約国は、合法的にその領域内にいる難民に対し、当該難民が同一の事情の下で一般に外国人に対して適用される規制に従うことを条件として、居住地を選択する権利及び当該締約国の領域内を自由に移動する権利を与える。

第二十七条 身分証明書

- 締約国は、その領域内にいる難民であつて有効な旅行証明書を所持していないものに対し、身分証明書を発給する。

第二十八条 旅行証明書

- 1 締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、国の安全又は公の秩序のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか、その領域外への旅行のための旅行証明書を発給するものとし、この旅行証明書に関しては、附屬書の規定が適用される。締約国は、その領域内にいる他の難民に対してもこの旅行証明書を発給することができるものとし、特に、その領域内にいる難民であつて許可なく当該締約国の中領に入国し又は許可なく当該締約国の中領に入りのに対し、不法に入国し又は不法に入ることを理由として刑罰を科してはならない。ただし、当該難民が滞留なく当局に出頭し、かつ、不法に入国し又は不法に入ることの相当な理由を示すことを条件とする。

- 2 締約国は、1の規定に該当する難民の移動に對し、必要な制限以外の制限を課してはならず、また、この制限は、当該難民の当該締約国における滞在が合法的なものとなるまでの間又は当該難民が他の国への入国許可を得るまでの間に限つて課することができます。締約国は、1の規定に該当する難民に対し、他の国への入国許可を得るため妥当と認められる期間の猶予

第二十九条 公租公課

- 1 締約国は、難民に対し、同様の状態にある自國民に課している若しくは課することのある租税その他の公課（名称のいかんを問わない。）以外の公課を課してはならず、また、租税その他の

の公課（名称のいかんを問わない。）につき同様の状態にある自國民に課する額よりも高額のものを課してはならない。

- 2 1の規定は、行政機関が外国人に対して発給する文書（身分証明書を含む。）の発給についての手数料に関する法令を難民について適用することを妨げるものではない。

- 3 締約国は、合法的にその領域内にいる難民に対し、他の国への入国許可を求める場合の要件と認められる期間の猶予を与える。締約国は、この期間中必要と認める国内措置をとることを妨げるものではない。

第三十条 資産の移転

- 1 締約国は、自國の法令に従い、難民がその領域内に持ち込んだ資産を定住のために入国を許可された他の国に移転することを許可する。
- 2 締約国は、難民が入国を許可された他の国において定住するため必要となる資産（所在地のいかんを問わない。）につき当該難民から当該資産の移転の許可の申請があつた場合には、この申請に對し好意的考慮を払う。

第三十一條 避難に不法にいる難民

- 1 締約国は、その生命又は自由が第一条の意味において脅威にさらされたいた領域から直接来た難民であつて許可なく当該締約国の中領に入

- り、その生存又は自由が第一條の意味において脅威にさらされたいた領域から直接来た難民であつて許可なく当該締約国の中領に入

第三十二条 追放及び送還の禁止

- 1 締約国は、難民を、いかなる方法によつても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のために

- その生命又は自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放し又は送還してはならない。

第三十三条 追放及び送還の禁止

- 1 締約国は、難民を、いかなる方法によつても、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のために

2

- 2 締約国は、1の規定に該当する難民の移動に對し、必要な制限以外の制限を課してはならず、また、この制限は、当該難民の当該締約国における滞在が合法的なものとなるまでの間又は当該難民が他の国への入国許可を得るまでの間に限つて課することができます。締約国は、1の規定に該当する難民に対し、他の国への入国許可を得るため妥当と認められる期間の猶予及びこのために必要なすべての便宜を与える。

第三十四条 帰化

- 1 締約国は、難民の当該締約国への適応及び帰化ができる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続に係る手数料及び費用をできるだけ減らすため、あらゆる努力を払う。

第六章 實施規定及び経過規定

- 1 締約国は、國際連合難民高等弁務官事務所又はこれを承継する國際連合の他の機関の任務の

遂行に際し、これらの機関と協力することを約束するものとし、特に、これらの機関のこの条約の適用を監督する實務の遂行に際し、これらの機関に便宜を与える。

2 締約国は、國際連合難民高等弁務官事務所又はこれを承継する國際連合の他の機関が國際連合の権限のある機関に報告することができるよう、要請に応じ、次の事項に関する情報及び統計を適當な様式で提供することを約束する。

(a) 難民の状態

(b) この条約の実施状況

(c) 難民に関する現行法令及び難民に関する情報を施行される法令

第三十六条 國内法令に関する情報
締約国は、國際連合事務総長に対し、この条約の適用を確保するために制定する法令を送付する。

第三十七条 従前の条約との關係
この条約は、締約国間において、一千九百一十九年七月五日、一千九百二十四年五月三十一日、一千九百二十六年五月十二日、一千九百二十八年六月三十日及び一千九百三十五年七月三十日の取極、一千九百三十三年十月二十八日及び一千九百三十八年一月十日の条約、一千九百三十九年九月十四日の議定書並びに一千九百四十六年十月十五日の協定に代わるものとする。ただし、第二十八条²の規定の適用を妨げない。

第七章 最終条項

第三十八条 紛争の解决
この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であつて他の方針によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、國際司法裁判所に付託する。

第三十九条 署名、批准及び加入
この条約は、一千九百五十一年七月二十八日にジュネーヴにおいて署名のために開放するものとし、その後國際連合事務総長に寄託する。この条約は、同日から同年八月三十一日までは國

第七章 最終條項
第三十八條

第三十八条 紛争の解决

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であつて他の方法によつて解決することができないものは、いすれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に付託する。

第三十九条 署名、批准及び加入

第三十九条 署名、批准
本約の解釈又は適用に関する
て他の方法によつて解決
は、いずれかの紛争当事
司法裁判所に付託する。

2 この条約は、国際連合のすべての加盟国並びにこれらの加盟国以外の国であつて難民及び無国籍者の地位に関する全権委員会議に出席するよう招請されたもの並びに国際連合総会によりこの条約に署名するよう招請されるものによる署名のために開放しておく。この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、千九百五十一年七月二十八日から2に規定する国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第四十条 適用地域条項

1 いすれの國も、署名、批准又は加入の際に、自國が国際關係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。宣言は、その國についてこの条約の効力が生ずる時に効力を生ずる。

2 いすれの國も、署名、批准又は加入の後1の宣言を行ふ場合には、国際連合事務総長にその宣言を通告するものとし、当該宣言は、国際連合事務総長が当該宣言の通告を受領した日の後九十日目の日又はその国についてこの条約の効力が生ずる日のいすれか遅い日に効力を生ずる。

3 關係国は、署名、批准又は加入の際にこの条約を適用することをしなかつた領域についてこの条約を適用するため、憲法上必要があるときにはこれらの領域の政府の同意を得ることを条件として必要な措置をとることの可能性について検討する。

3 関係国は、署名、批准又は加入の際にこの条

(a) この条約の規定であつてその実施が連邦の立法機関の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府の義務は、連邦制をとつてない締約国の義務と同一とする。

(b) この条約の規定であつてその実施が邦、州又は県の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府は、邦、州又は県の適當な機関に對し、できる限り速やかに、好意的な意見を付してその規定を通報する。

(c) この条約の締約国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じて他の締約国から要請があつたときは、この条約の規定の実施に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提示し、かつ、立法その他の措置によりこの条約の規定の実施が行われている程度を示す。

第四十二条 留保

1 いづれの國も、署名、批准又は加入の際に、第一条、第三条、第四条、第十六条¹、第三十三条及び第三十六條から第四十六条までの規定を除くほか、この条約の規定について留保をすることができる。

2 1の規定に基づいて留保を付した国は、国際連合事務総長に於て通告により、いつでも当該留保を撤回することができる。

第四十三条 効力発生

1 この条約は、六番目の批准書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、六番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

第四十四条

の条約は、一千九百五十一年

(a) この条約の規定であつてその実施が連邦の立法機関の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府の義務は、連邦制をとつてない締約国の義務と同一とする。

(b) この条約の規定であつてその実施が邦、州又は県の立法権の範囲内にあるものについては、連邦の政府は、邦、州又は県の適當な機関に對し、できる限り速やかに、好意的な意見を付してその規定を通報する。

(c) この条約の締約国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じて他の締約国から要請があつたときは、この条約の規定の実施に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提示し、かつ、立法その他の措置によりこの条約の規定の実施が行われている程度を示す。

第四十二条 留保

1 いづれの國も、署名、批准又は加入の際に、第一条、第三条、第四条、第十六条¹、第三十三条及び第三十六條から第四十六条までの規定を除くほか、この条約の規定について留保をすることができる。

2 1の規定に基づいて留保を付した国は、国際連合事務総長に於て通告により、いつでも当該留保を撤回することができる。

第四十三条 効力発生

1 この条約は、六番目の批准書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、六番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後九十日目の日に効力を生ずる。

卷之三

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で当該通告を行つた締約国について効力を生ずる。

3 第四十四条の規定に基づいて宣言又は通告を行つた国は、その後いつでも、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請についてとるべき措置があるときは、その措置を勧告する。

第46条 国際連合事務総長による通報

入

(a) 第一条Bの規定による宣言及び通告

(b) 第三十九条の規定による署名、批准及び加入

(c) 第四十一条の規定による宣言及び通告

(d) 第四十二条の規定による留保及びその撤回

(e) 第四十三条の規定に基づきこの条約の効力が生ずる日

(f) 第四十四条の規定による廃棄及び通告

(g) 前条の規定による改正の要請

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百五十一年七月二十八日にジュネーヴで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、国際連合に寄託するものとし、その認証原本は、国際連合のすべての

加盟国及びこれらの加盟国以外の国で第三十九条に規定するものに送付する。

附屬書

第一項

- 1 第二十八条に規定する旅行証明書の様式は、付録に定める様式と同様のものとする。

- 2 1の旅行証明書は、少なくとも二の言語で作成するものとし、そのうちの一の言語は、英語又はフランス語とする。

第二項

- 旅行証明書の発給国の規則に別段の定めがある場合を除くほか、子は、両親のいずれか一方の旅行証明書に又は例外的な事情のある場合には成人である他の難民の旅行証明書に併記することができる。

第三項

- 旅行証明書の発給について徴収する手数料の額は、国民に対する旅券の発給についての手数料の最低額を超えてはならない。

第四項

- 特別の場合又は例外的な場合を除くほか、旅行証明書は、できる限り多数の国について有効なものとして発給する。

第五項

- 旅行証明書の有効期間は、その発給機関の裁量により一年又は二年とする。

第六項

- 当該旅行証明書の名義人が合法的に他の国の領域内に居住するに至つておらず、かつ、当該旅行証明書の発給機関のある国の領域内に合法的に居住している限り、当該発給機関の権限に属する。新たな旅行証明書の発給は、前段の条件が満たされる限り、従前の旅行証明書の発給機関の権限に属する。

- 2 外交機関又は領事機関で特にその権限を与

難民の地位に関する条約の締結について承認を求める件外一件

えられているものは、自国の政府が発給した旅行証明書の有効期間を六箇月を超えない範囲で延長する権限を有する。

3 締約国は、既にその領域内に合法的に居住していない難民であつて合法的に居住しているものに対し、旅行証明書の有効期間の更新若しくは延長又は新たな旅行証明書の発給について好意的考慮を払う。

第七項

締約国は、第二十八条の規定により発給された旅行証明書を有効なものとして認める。

第八項

難民が赴くことを希望する国の権限のある機関は、当該難民の入国を認める用意があり、かつ、当該難民の入国に査証が必要であるときは、当該難民の旅行証明書に査証を与える。

第九項

締約国は、最終の目的地である領域の査証を取得している難民に対し、通過査証を発給することを約束する。

2 締約国は、1の規定に従うことを条件として、旅行証明書の名義人に対し、出入国について定める手続に従うことと要求することができる。

3 締約国は、例外的な場合又は難民の滞在が一定の期間に限つて許可されている場合に、難民が当該締約国の領域に戻ることとのできる期間を旅行証明書の発給の際に三箇月を下らない期間に限定することができる。

第十四項

1の通過査証の発給は、一般に外国人に対して査証の発給を拒むことのできる正当な事由によつて拒むことができる。

第十項

1 出国査証、入国査証又は通過査証の発給についての手数料の額は、外国の旅券に査証を与えられる場合の手数料の最低額を超えてはならない。

第十一項

1 いづれかの締約国から旅行証明書の発給を受けた難民が他の締約国の領域内に合法的に居住するに至つたときは、新たな旅行証明書を発給する責任は、第二十八条の規定により当該他の締約国の領域の権限のある機関が負うものとし、当該難民は、当該機関に旅行証明書の発給を申請することができる。

第十二項

新たな旅行証明書の発給機関は、従前の旅行

証明書を回収するものとし、当該従前の旅行証明書にこれを発給国に返送しなければならない旨の記載があるときは、当該従前の旅行証明書を当該発給国に返送する。当該従前の旅行証明書を無効なものとする。

第十三項

締約国は、第二十八条の規定により発給された旅行証明書の名義人に対し、その旅行証明書の有効期間内のいづれの時点においても当該締約国に領域に戻ることを許可することを約束する。

第十四項

締約国は、旅行証明書の発給があつたこと及び旅行証明書を無効なものとしたとき、当該発給機関は、当該発給機関は、回収した旅行証明書を無効なものとする。

第十五項

旅行証明書の発給があつたこと及び旅行証明書に記入がされていることは、その名義人の地位(特に国籍)を決定し又はこれに影響を及ぼすものではない。

第十六項

旅行証明書の発給は、その名義人に対し、当該旅行証明書の発給国の外交機関又は領事機関による保護を受ける権利をいかなる意味においても与えるものではなく、また、これらの機関に対し、保護の権利を与えるものでもない。

第十七項

付録 旅行証明書の様式

旅行証明書は、小冊子(およそ縦十五センチメートル、横十センチメートル)の形式とする。旅行証明書は、化学的方法その他の方法によるいかなる改ざんも容易に発見することができるよう印刷し及び「一千九百五十一年七月二十八日の条約」の語を発給国の言語ですべてのページに印刷することが勧められる。

(1) 旅行証明書
(1951年7月28日の条約)
番号.....

2 旅行証明書
(1951年7月28日の条約)

この証明書は、その有効期間が延長され又は更新されない限り、.....年.....月.....日に効力を失う。
難民.....
名.....
併記する子の数.....

(3)		名義人の写真及び発給機関のスタンプ 名義人の指紋(必要な場合)	
<p>1 この証明書は、名義人に対し、旅券の代わりとなる旅行証明書を与えることのみを目的として発給する。この証明書は、名義人の国籍を証明するものではなく、また、その国籍に何ら影響を及ぼすものでもない。</p> <p>2 名義人は、<u> 年 <u> 月 <u> 日以前に</u> 〔発給機関の属する国を記入する〕に戻ることを認められる。ただし、この日付よりも後の日付が別途記入される場合は、この限りでない。〔名義人が戻ることを認められる期間は、三ヶ月よりも短い期間であつてはならない。〕</u></u></p> <p>3 名義人がこの証明書の発給國以外の國に居住するに至つた場合において新たに旅行することを希望するときは、名義人は、居住國の権限のある機関に対して、新たな旅行証明書の発給を申請しなければならない。〔この証明書は、新たな旅行証明書の発給機関が回収し及びこの証明書の発給機関に返送する。〕(注)</p> <p>(この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)</p> <p>注 []内の文は、発給國の政府が希望する場合挿入する。</p>			
(2)			
<p>出生地及び生年月日.....</p> <p>職業.....</p> <p>居住地.....</p> <p>妻の旧姓及び名(*).....</p> <p>夫の姓及び名(*).....</p> <p>特徴.....</p>			
<p>出生地及び生年月日.....</p> <p>職業.....</p> <p>居住地.....</p> <p>妻の旧姓及び名(*).....</p> <p>夫の姓及び名(*).....</p> <p>特徴.....</p>			
<p>手数料： (この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)</p>			
<p>手数料： (この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)</p>			
<p>有効期間の延長又は更新 (5)</p>			
<p>有効期間の延長又は更新 年 <u> </u>月 <u> </u>日から 年 <u> </u>月 <u> </u>日まで</p>			
<p>場所.....</p>			
<p>日付.....</p>			
<p>この証明書の有効期間を延長し又は 更新する機関の署名及びスタンプ</p>			
<p>有効期間の延長又は更新 年 <u> </u>月 <u> </u>日から 年 <u> </u>月 <u> </u>日まで</p>			
<p>場所.....</p>			
<p>日付.....</p>			
<p>この証明書の有効期間を延長し又は 更新する機関の署名及びスタンプ</p>			
<p>* 故当しないものを抹消すること。 (この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)</p>			

(この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)

(6) 有効期間の延長又は更新
年 月 日から
年 月 日まで

場所
手数料
日付
この証明書の有効期間を延長し又は
更新する機関の署名及びスタンプ
有効期間の延長又は更新
年 月 日から
年 月 日まで

場所
手数料
日付
この証明書の有効期間を延長し又は
更新する機関の署名及びスタンプ
(この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)

(号)

官報

官

この証明書の名義人の氏名は、各査証に記入されなければならない。
(この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)

官

審査報告書
難民の地位に関する議定書の締結について承認を求めるの件
(この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)

官

この証明書の名義人の氏名は、各査証に記入されなければならない。
(この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)

官

審査報告書
難民の地位に関する議定書の締結について承認を求めるの件
(この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)

官

この証明書の名義人の氏名は、各査証に記入されなければならない。
(この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)

官

審査報告書
難民の地位に関する議定書の締結について承認を求めるの件
(この証明書は、表紙を除くほか、ページから成る。)

官

難民の地位に関する議定書の締結について承認を求めるの件
この議定書の締約国は、日本憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、國余の承認を求める。

1 この議定書の締約国は、国際連合難民高等弁務官事務所又はこれを承継する国際連合の他の機関の任務の遂行に際し、これらの機関と協力することを約束するものとし、特に、これらの機関のこの議定書の適用を監督する責務の遂行に際し、これらの機関に便宜を与える。

2 この議定書の締約国は、国際連合難民高等弁務官事務所又はこれを承継する国際連合の他の機関が国際連合の権限のある機関に報告することができるよう、要請に応じ、次の事項に関する情報及び統計を適当な様式で提供することを約束する。

(a) 難民の状態
(b) この議定書の実施状況
(c) 難民に関する現行法令及び難民に関する法律施行される法令

3 第三条 国内法令に関する情報
この議定書の締約国は、国際連合事務総長に対して、この議定書の適用を確保するために制定する法令を送付する。

第四条 紛争の解決

この議定書の解釈又は適用に関するこの議定書の締約国間の紛争であつて他の方法によつて解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に付託する。

第五条 加入

この議定書は、条約のすべての締約国並びにこれららの締約国以外の国であつて国際連合又はいずれかの専門機関の加盟国であるもの及び国際連合総会によりこの議定書に加入するよう招請されるものによる加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第六条 連邦条項

この議定書の締約国が連邦制又は非単一制の国である場合には、次の規定を適用する。

(a) 第一条の規定により適用される条約の規定であつてこれらの規定の実施が連邦の立法機関の立法権の範囲内にあるものについて

第二条 締約国機関と国際連合との協定であつてこれららの規定の実施が連邦の立法権の範囲内にあるものについて

第一、参議院議長 徳永 正利殿
外務委員長 秦野 章
要領書
二、委員会の決定の理由
　　この議定書は、難民の地位に関する条約の対象となる難民の範囲を拡大し、広い範囲における難民に対しても同条約と同一の権利を認めることを主たる目的とするものであつて、我が國

三、この議定書は、この議定書の締約国によりかかる地理的な制限もなしに適用される。ただし、既に条約の締約国となつてゐる国であつて条約第一条B(1)(a)の規定を適用する旨の宣言を行つてゐるものについては、その宣言は、同条B(2)の規定に基づいてその国の義務が拡大されていない限り、この議定書についても適用される。

四、この議定書は、この議定書の締約国により定められてこれららの規定の実施が連邦の立法権の範囲内にあるものについて

(b) 第一条の規定により適用される条約の規定であつてこれらの規定の実施が邦、州又は県の立法権の範囲内にあり、かつ、連邦の憲法制度上邦、州又は県が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、邦、州又は県の適当な機関に対し、できる限り速やかに、好意的な意見を付してその規定を通報する。

(c) この議定書の締約国である連邦制の国は、この議定書の締約国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じてこの議定書の他の締約国から要請があつたときは、第一条の規定により適用される条約の規定の実施に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提示し、かつ、立法その他の措置によりこれらの規定の実施が行われている程度を示す。

第七条 留保及び宣言

1 いづれの国も、この議定書への加入の際に、第四条の規定について及び第一条の規定による条約のいづれかの規定の適用（条約の第一条、第三条、第四条、第十六条第1項及び第三十三条の規定の適用を除く）について留保を付することができる。ただし、条約の締約国がこの条の規定に基づいて付する留保については、その効果は、条約の適用を受ける難民には及ばない。

2 条約第十二条の規定に基づいて条約の締約国が条約の規定に付した留保は、撤回されない限り、この議定書に基づく義務についても有効なものとする。

3 1の規定に基づいて留保を付した国は、国際連合事務総長にあつて通告により、いつでも当該留保を撤回することができる。

4 条約の締約国であつてこの議定書に加入するものが条約第十四条第1項又は2の規定により行った宣言は、この議定書についても適用があるものとみなす。ただし、当該条約の締約国がこの議定書に加入する際に国際連合事務総長に対しても別段の通告をした場合は、この限りでない。

第八条 効力発生

1 この議定書は、六番目の加入書が寄託された日に効力を生ずる。

(b) 第一条の規定により適用される条約の規定であつてこれらの規定の実施が邦、州又は県の立法権の範囲内にあり、かつ、連邦の憲法制度上邦、州又は県が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、連邦の政府は、邦、州又は県の適当な機関に対し、できる限り速やかに、好意的な意見を付してその規定を通報する。

(c) この議定書の締約国である連邦制の国は、この議定書の締約国である連邦制の国は、国際連合事務総長を通じてこの議定書の他の締約国から要請があつたときは、第一条の規定により適用される条約の規定の実施に関する連邦及びその構成単位の法令及び慣行についての説明を提示し、かつ、立法その他の措置によりこれらの規定の実施が行われている程度を示す。

第七条 留保及び宣言

1 いづれの国も、この議定書への加入の際に、第四条の規定について及び第一条の規定による条約のいづれかの規定の適用（条約の第一条、第三条、第四条、第十六条第1項及び第三十三条の規定の適用を除く）について留保を付することができる。ただし、条約の締約国がこの条の規定に基づいて付する留保については、その効果は、条約の適用を受ける難民には及ばない。

2 条約第十二条の規定に基づいて条約の締約国が条約の規定に付した留保は、撤回されない限り、この議定書に基づく義務についても有効なものとする。

3 1の規定に基づいて留保を付した国は、国際連合事務総長にあつて通告により、いつでも当該留保を撤回することができる。

4 条約の締約国であつてこの議定書に加入するものが条約第十四条第1項又は2の規定により行った宣言は、この議定書についても適用があるものとみなす。ただし、当該条約の締約国がこの議定書に加入する際に国際連合事務総長に対しても別段の通告をした場合は、この限りでない。

第八条 効力発生

1 この議定書は、六番目の加入書が寄託された日に効力を生ずる。

2 この議定書は、六番目の加入書が寄託された後に加入する国については、その加入書が寄託された日に効力を生ずる。

第九条 廃棄

1 この議定書のいづれの締約国も、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもこの議定書を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で当該通告を行つたこの議定書の締約国について効力を生ずる。

第十条 国際連合事務総長による通報

国際連合事務総長は、第五条に規定する国に対し、この議定書の効力発生の日並びにこの議定書に関する加入、留保、留保の撤回、廢棄、宣言及び通告を通報する。

第十一条 国際連合事務局への寄託

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの議定書の本文は、国際連合総会議長及び国際連合事務総長が署名した上、国際連合事務局に寄託する。国際連合事務総長は、その認証原本を国際連合のすべての加盟国及びこれらの加盟国外で第五条に規定するものに送付する。

○秦野草君登壇、拍手

に滞在しようとする者

第四条第一項第六号の次に次の二号を加える。

六の二 本邦の公私機関により受け入れられ
て産業上の技術又は技能を習得しようとする

者

第四条第一項第十二号中「招へい」を「招へい」に
改め、同項第十三号中「もつぱら」を「専ら」に改
め、同項第十六号中「者を除く外」を「者を除くほ
か」に改める。

第五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第
三号中「身体障害者」を削り、「廣」を「おそれ」に
改め、同項第四号中「禁」を「禁錮」に、「但し」を
「ただし」に改め、同項第五号中「又はあへんの取
締」を「あへん又は覚せい剤の取締り」に改め、
同項第六号中「若しくはあへん法」を「あへん法」
に、「又は阿片煙吸食の器具」を「覚せい剤取締
法(昭和二十六年法律第二百五十一号)に定める覚
せい剤若しくは覚せい剤原料又はあへん煙を吸食
する器具」に改め、同項第七号中「売いん」を「売
春に」「あつ旋」を「周旋」に改め、同項第十二号
中「左に」を「次に」に改め、同号イ中「因り」を「よ
り」に改め、同項第十四号中「除くほ
か」に、「廣」を「おそれ」に改める。

第六条第一項中「但し」を「ただし」に、「再入國
許可書を所持している」を「再入國の許可を受けて
いる」に改める。

第十三条第三項中「呼出」を「呼出し」に、「附し、
且つ、二十万円を超えない」を「付し、かつ、二百
万円を超えない」に改める。

第十四条第一項中「外国人が、その船舶等が同
一の出入国港にある間」を「外国人で、本邦を経由
して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除
く)が、その船舶等の寄港した出入国港から出国す
るまでの間」に、「ときは、その船舶等の長の申
請に基き」を「場合において、その者につき、その
船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者の
申請があつたときは」に、「但し」を「ただし」に改
め、同条第二項中「当該外国人に寄港地上陸許可

書を交付」を「当該外国人の所持する旅券に寄港地

上陸の許可の証印」に改め、同条第三項中「附
し、且つ、必要があると認めるときは、指紋を押
なつかせる」を「付する」に改める。

第十五条の見出し中「観光のための」を削り、同
条第一項中「ときは」を「場合において、その者に
つきに」「に基き」を「があつたときは」に改め、
「観光のための」を削り、同条第四項中「但書」を
「ただし書」に、「第一項の場合」を「第一項又は第
二項の場合」に改め、同項を同条第五項とし、同
条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、
「附する」を「付する」に改め、同項を同条第四項と
し、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「当該外
国人に觀光のための通過上陸許可書を交付」を「當
該外国人の所持する旅券に通過上陸の許可の証印
を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項
の次に次の二項を加える。

2 入国審査官は、船舶等に乗つている外国人人
で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとす
るもの(乗員を除く)が、上陸後三日以内にそ
の入国した出入国港の周辺の他の出入国港から
他の船舶等で出国するため、通過することを希
望する場合において、その者につき、その船舶
等の長又はその船舶等を運航する運送業者の申
請があつたときは、当該外国人に対し通過上陸
を許可することができる。

第十六条の見出し中「船舶」を「要員」に改め、同
条第一項を次のように改める。

第三項中「除外、第九条第三項の規定により決
定により決定されたを除き、それぞれ、当該外
国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得
に係る在留資格又はそれらの変更に係る」に改
められる。

第十九条第一項中「除く外、第九条第三項の規
定により決定されたを除き、それぞれ、当該外
国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得
に係る在留資格又はそれらの変更に係る」に改
められる。

同条第三項中「第十四条及び」を削る。

第二十条第一項中「第四条第一項第五号から第
八号まで、第十号から第十二号まで又は第十五号
に該当する者としての」を削り、同条第三項中「且
つ」を「かつ」に改め、同項に次のただし書を加え
る。

ただし、第四条第一項第四号に該当する者と
しての在留資格を有する者の申請については、
やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ
ば許可しないものとする。

第二十条第四項を次のように改める。

ただし、第四条第一項第四号に該当する者と
しての在留資格を有する者の申請については、
やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ
ば許可しないものとする。

ただし、第四条第一項第四号に該当する者と
しての在留資格を有する者の申請については、
やむを得ない特別の事情に基づくものでなければ
ば許可しないものとする。

第三項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に
改め、同項に次ただし書を加える。

第二十二条第一項中「左の」を「次の」に、「且つ」
を「かつ」に改め、同項に次ただし書を加える。

ただし、その者が日本人、永住許可を受けて
いる者(日本國に居住する大韓民國國民の法的
地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間
の協定の実施に伴う出入國管理特別法(昭和四
十年法律第百四十六号)に基づく永住の許可を
受けている者を含む)又はボツダム宣言の受諾
に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係
諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律
第一百二十六号)第二条第六項の規定により本邦
に在留する者の配偶者又は子である場合におい
ては、次の各号に適合することを要しない。

第二十二条第三項を次のように改める。

3 法務大臣は、前項の許可をする場合には、入
国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所
持しているときは旅券に記載された在留資格及
び在留期間をまつ消させた上当該旅券に永住許
可の証印をさせ、旅券を所持していないときは

を許可することができる。

第十六条第二項中「船舶」を「乗員」に改め、同条
第三項中「通過経路その他必要と認める制限を附
する」を「行動範囲(通過経路を含む)」その他必要
と認める制限を付し、かつ、必要があると認める
ときは、指紋を押なつかせる」に改め、同条第四
項中「但書」を「ただし書」に改める。

第十八条の見出し中「水難」を「遭難」に改め、同
条第一項中「遭難船舶」を「遭難船舶等」に、「当該
船舶」を「当該船舶等」に、「又は当該外国人を救護
した船舶の船長」を「当該外国人を救護した船舶
等の長」当該遭難船舶等の長又は当該遭難船舶等
に係る運送業者に、「基づき」を「基づき」と、「水難
による上陸」を「遭難による上陸」に改め、同条第
二項中「入国審査官は」の下に「警察官又は」を加
え、「引渡し」を「引渡し」に、「直ちに同項の水難」を
「同項の規定にかかわらず、直ちにその者に対し
遭難」に改め、同条第三項中「水難」を「遭難」に改
められる。

第二十一条第四項を次のように改める。

第三項中「通過経路その他必要と認める制限を附
する」を「行動範囲(通過経路を含む)」その他必要
と認める制限を付し、かつ、必要があると認める
ときは、指紋を押なつかせる」に改め、同条第四
項中「但書」を「ただし書」に改める。

第十二条第五項を削る。

第二十二条第五項を次のように改める。

第三項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に
改め、同項に次ただし書を加える。

ただし、その者が日本人、永住許可を受けて
いる者(日本國に居住する大韓民國國民の法的
地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間
の協定の実施に伴う出入國管理特別法(昭和四
十年法律第百四十六号)に基づく永住の許可を
受けている者を含む)又はボツダム宣言の受諾
に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係
諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律
第一百二十六号)第二条第六項の規定により本邦
に在留する者の配偶者又は子である場合におい
ては、次の各号に適合することを要しない。

第二十二条第三項を次のように改める。

4 法務大臣は、前項の許可をする場合には、入
国審査官に、当該許可に係る外国人が旅券を所
持しているときは旅券に記載された在留資格及
び在留期間をまつ消させた上当該旅券に永住許
可の証印をさせ、旅券を所持していないときは

は当該外国人に對し新たな在留資格及び在留期
間を記載した在留資格證明書を交付させ、又は
既に交付を受けている在留資格證明書に新たな
在留資格及び在留期間を記載させるものとす
る。この場合において、その許可是、当該記載
又は交付のあつた時に、その記載された内容を
もつて効力を生ずる。

第二十二条第五項を削る。

第二十二条第六項を次のように改める。

第三項中「通過経路その他必要と認める制限を附
する」を「行動範囲(通過経路を含む)」その他必要
と認める制限を付し、かつ、必要があると認める
ときは、指紋を押なつかせる」に改め、同条第四
項中「但書」を「ただし書」に改める。

第二十二条第七項を次のように改める。

第三項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に
改め、同項に次ただし書を加える。

ただし、その者が日本人、永住許可を受けて
いる者(日本國に居住する大韓民國國民の法的
地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間
の協定の実施に伴う出入國管理特別法(昭和四
十年法律第百四十六号)に基づく永住の許可を
受けている者を含む)又はボツダム宣言の受諾
に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係
諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律
第一百二十六号)第二条第六項の規定により本邦
に在留する者の配偶者又は子である場合におい
ては、次の各号に適合することを要しない。

第二十二条第八項を次のように改める。

第三項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に
改め、同項に次ただし書を加える。

ただし、その者が日本人、永住許可を受けて
いる者(日本國に居住する大韓民國國民の法的
地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間
の協定の実施に伴う出入國管理特別法(昭和四
十年法律第百四十六号)に基づく永住の許可を
受けている者を含む)又はボツダム宣言の受諾
に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係
諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律
第一百二十六号)第二条第六項の規定により本邦
に在留する者の配偶者又は子である場合におい
ては、次の各号に適合することを要しない。

第二十二条第九項を次のように改める。

第三項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に
改め、同項に次ただし書を加える。

ただし、その者が日本人、永住許可を受けて
いる者(日本國に居住する大韓民國國民の法的
地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間
の協定の実施に伴う出入國管理特別法(昭和四
十年法律第百四十六号)に基づく永住の許可を
受けている者を含む)又はボツダム宣言の受諾
に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係
諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律
第一百二十六号)第二条第六項の規定により本邦
に在留する者の配偶者又は子である場合におい
ては、次の各号に適合することを要しない。

第二十二条第十項を次のように改める。

第三項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に
改め、同項に次ただし書を加える。

ただし、その者が日本人、永住許可を受けて
いる者(日本國に居住する大韓民國國民の法的
地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間
の協定の実施に伴う出入國管理特別法(昭和四
十年法律第百四十六号)に基づく永住の許可を
受けている者を含む)又はボツダム宣言の受諾
に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係
諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律
第一百二十六号)第二条第六項の規定により本邦
に在留する者の配偶者又は子である場合におい
ては、次の各号に適合することを要しない。

第二十二条第十一項を次のように改める。

第三項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に
改め、同項に次ただし書を加える。

ただし、その者が日本人、永住許可を受けて
いる者(日本國に居住する大韓民國國民の法的
地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間
の協定の実施に伴う出入國管理特別法(昭和四
十年法律第百四十六号)に基づく永住の許可を
受けている者を含む)又はボツダム宣言の受諾
に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係
諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律
第一百二十六号)第二条第六項の規定により本邦
に在留する者の配偶者又は子である場合におい
ては、次の各号に適合することを要しない。

第二十二条第十二項を次のように改める。

第三項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に
改め、同項に次ただし書を加える。

ただし、その者が日本人、永住許可を受けて
いる者(日本國に居住する大韓民國國民の法的
地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間
の協定の実施に伴う出入國管理特別法(昭和四
十年法律第百四十六号)に基づく永住の許可を
受けている者を含む)又はボツダム宣言の受諾
に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係
諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律
第一百二十六号)第二条第六項の規定により本邦
に在留する者の配偶者又は子である場合におい
ては、次の各号に適合することを要しない。

第二十二条第十三項を次のように改める。

第三項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に
改め、同項に次ただし書を加える。

ただし、その者が日本人、永住許可を受けて
いる者(日本國に居住する大韓民國國民の法的
地位及び待遇に関する日本國と大韓民國との間
の協定の実施に伴う出入國管理特別法(昭和四
十年法律第百四十六号)に基づく永住の許可を
受けている者を含む)又はボツダム宣言の受諾
に伴い発する命令に關する件に基く外務省関係
諸命令の措置に關する法律(昭和二十七年法律
第一百二十六号)第二条第六項の規定により本邦
に在留する者の配偶者又は子である場合におい
ては、次の各号に適合することを要しない。

第二十二条第十四項を次のように改める。

第三項中「左の」を「次の」に、「且つ」を「かつ」に
改め、同項に次ただし書を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、難民の地位に関する条約及び難民の地位に関する議定書の実施に伴い、出入国管理令に難民認定手続、難民旅行証明書の交付等の規定を新設するほか難民について永住許可の要件を緩和する等の改正を加え、あわせて国民年金法等における被保険者資格及び受給資格等の国籍要件を撤廃しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため別に費用を要しない

一、本法の運用に当たつては、難民条約の趣旨にかかるがみ、人道上の見地から充分な配慮をすること。

右決議

難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

衆議院議

參議院議長 德永 正利殿

(出入国管理令の一部改正)
第一条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のよう改定する。
題名を次のように改める。
　　出入国管理及び難民認定法
目次中「第十八条」を「第十八条の二」とし、「第二十二条」を「第二十二条の三」とし、「第七章 日本人の出国及び帰国(第六十条・第六十一条)」を「第七章 日本人の出国及び帰国(第六十条・第七章の一 難民の認定等)(第六十一条の二)」に改め、同条第十六条(第六十一条)を「第六十一条の二の八」とし、「第六十一条の二」を「第六十一条の三」に改める。
第一項中「この政令」を「出入国管理及び難民認定法」に、「にについて規定する」を「を図るとともに、難民の認定手続を整備する」に改める。
第二項中「この政令」を「出入国管理及び難民認定法及びこれに基づく命令」に改め、同条第三号の次に次の一号を加える。
三の二 難民 難民の地位に関する条約(以下「難民条約」という。)第一条の規定又は難民の地位に関する認定書第一条の規定により難民条約の適用を受ける難民をいう。
第二項第五号中「これ」を「難民旅行証明書その他該旅券」に改め、同条第十号中「第六十一条の二」を「第六十一条の三」と改め、同条第十三条の三の二に次の一號を加える。
二の二 難民調査官 難民の認定に関する事実の調査を行わせるため法務大臣が指定する入国審査官をいう。
第二項第十三号中「第六十一条の三」を「第六十一条の三の二」に改める。

第四条第一項中「この政令中」を第三章に改める。

第六条第一項中「外人の旅券又は」を「外人の旅券」に改め、「者の旅券」の下に「又は第六十一条の二の六の規定による難民旅行證明書の交付を受けている者の當該證明書」を加える。

第九条第三項中「但し」を「ただし」に改め、「再入国の許可を受けて」の下に「、又は第六十一条の二の六第一項の規定により交付を受けた難民旅行證明書を所持して」を加える。

第三章第四節中第十八条の次に次の二条を加える。

(一時庇護のための上陸の許可)

第十八条の二 入国審査官は、船舶等に乗つている外国人から申請があつた場合において、次の各号に該当すると思料するときは、一時庇護のための上陸を許可することができる。

一 その者が難民条約第一条A(2)に規定する理由その他これに準ずる理由により、その生命、身体又は身體の自由を害されるおそれのあつた領域から逃れて、本邦に入つた者であること。

二 その者を一時的に上陸させることが相当であること。

前項の許可を与える場合には、入国審査官は、当該外国人に一時庇護許可書を交付しなければならない。

第一項の許可を与える場合には、入国審査官は、法務省令で定めるところにより、当該外国人に対し、上陸期間、住居及び行動範囲の制限その他必要と認める条件を付し、かつて、必要があると認めるときは、指紋を押しながらさせることができる。

第十九条第三項中「前条」を「第十八条」に改め、「この政令の適用については」を削る。

第四章第一節中第二十二条の二の次に次の二条を加える。

第二十二条の三 前条第二項から第四項までの

規定は、第十八条の「第一項に規定する一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人で第四条第一項各号の一に該当する者としての在留資格をもつて在留しようとするものに準用する。この場合において、前条第二項中「日本国籍を離脱した日又は出生その他当該事由が生じた日から三十日以内」とあるのは、「当該上陸の許可に係る上陸期間内」と読み替えるものとする。

第二十三条第一項中「緊急上陸許可書若しくは」を「緊急上陸許可書」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加え、同条第四号ト、チ及びリ中「この政令施行後」を「昭和二十六年十一月一日以後に改め、同条第六号中「緊急上陸の許可又は」を「緊急上陸の許可」に改め、「による上陸の許可」の下に「又は一時庇護のための上陸の許可」を加える。

第二十八条の見出し中「取調べ」を「取調べ」に改め、同条第一項中「取調べ」を「取調べ」と、「但し」を「ただし」に、「この政令中」を「この章及び第八章」に改める。

第五十一条中「この政令に基き」を「第四十七条第四項、第四十八条第八項若しくは第四十九条第五項の規定により、又は第六十三条第一項の規定に基づく退去強制の手続において」と、「且つ」を「かつ」に改める。

第五十三条に次の二項を加える。

3 法務大臣が日本国利益又は公安を著しく害すると認める場合を除き、前二項の国には難民条約第三十三条第一項に規定する領域の属する国を含まないものとする。

第五十六条中「この政令に規定する」を削る。

第六十一条の三第五項中「基づく」を「基づく」

に、「政令」を「別に政令」に改め、同条を第六十一条の三の二とし、第六十一条の二第二項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加え、同条を第六十一条の三とする。

四 難民の認定に関する事実の調査を行うこと。

第六十一条の次に次の「一章」を加える。

第七章の二 難民の認定等

(難民の認定)

第六十一条の二 法務大臣は、本邦にある外国人から法務省令で定める手続により申請があつたときは、その提出した資料に基づき、その者が難民である旨の認定(以下「難民の認定」という。)を行うことができる。

2 前項の申請は、その者が本邦に上陸した日にあつては、その事実を知った日から六十日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 法務大臣は、第一項の認定をしたときは、法務省令で定める手続により、当該外国人に対し、難民認定証明書を交付し、その認定をしないときは、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知する。

(難民の認定の取消し)

第六十一条の二の二 法務大臣は、本邦に在する外国人で難民の認定を受けているものが次の各号の一に該当することとなつたときは、その難民の認定を取り消すものとする。

一 難民条約第一条C(1)から(6)までのいずれかに掲げる場合

二 難民の認定を受けた後に、難民条約第一
条F(2)又は(3)に掲げる行為を行つた場合

三 法務大臣は、前項の規定により難民の認定を取り消す場合には、当該外国人に対し、理由を付した書面をもつて、その旨を通知するとともに、当該外国人に係る難民認定証明書

及び難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

3 前項の規定により難民の認定の取消しの通知を受けたときは、難民認定証明書又は難民旅行証明書の交付を受けている外国人は、速やかに法務大臣にこれらの証明書を返納しなければならない。

(事実の調査)

第六十一条の二の三 法務大臣は、第六十一条の二第一項の規定により提出された資料のみでは適正な難民の認定ができないおそれがある場合その他難民の認定又はその取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、難民調査官に事実の調査をさせることができ

る。

2 難民調査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。

3 法務大臣又は難民調査官は、第一項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(異議の申出)

第六十一条の二の四 次に掲げる处分に不服がある外国人は、それぞれその通知を受けた日から七日以内に、法務省令で定める手続により、不服の理由を記載した書面を提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

一 難民の認定をしない処分

二 第六十一条の二の二第一項の規定による

(難民に係る永住許可の特則)

第六十一条の二の五 難民の認定を受けている者から第二十二条第一項の永住許可の申請があつた場合には、法務大臣は、同条第二項本文の規定にかかるらず、その者が同項第二号

に適合しないときであつても、これを許可することができる。

(難民旅行証明書)

第六十一条の二の六 法務大臣は、本邦に在する外国人で難民の認定を受けているものが出国しようとするときは、法務省令で定める手続により、その者の申請に基づき、難民旅行証明書を交付するものとする。ただし、法務大臣においてその者が日本国の利益又は公安を害する行為を行ふおそれがあると認めると

場合は、この限りでない。

2 前項の難民旅行証明書の有効期間は、一年とする。

3 第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者は、当該証明書の有効期間内は本邦に入国し、及び出国することができる。この場合において、入国については、第二十六条の規定による再入国の許可を要しない。

4 前項の場合において、法務大臣が特に必要があると認めるときは、三月以上一年未満の範囲内で、当該難民旅行証明書により入国することのできる期限を定めることができる。

5 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けた者について、当該証明書の有効期間内に入国することができない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、六月を超えない範囲内で、当該証明書の有効期間を延長することができる。

6 前項の延長は、難民旅行証明書にその旨を記載して行うものとし、その事務は、日本国領事官等に委託するものとする。

7 法務大臣は、第一項の難民旅行証明書の交付を受けている者が日本国の利益又は公安を害する行為を行ふおそれがあると認めると

ときは、その者が本邦にある間ににおいて、法務省令で定めるところにより、その者に対する

期限を付して、その所持する難民旅行証明書の返納を命ずることができる。

8 前項の規定により返納を命ぜられた難民旅

行証明書は、その返納があつたときは当該返納の時に、同項の期限までに返納がなかつたときは当該期限を経過した時に、その効力を失う。この場合において、同項の期限までに返納がなかつたときは、法務大臣は、当該難民旅行証明書がその効力を失つた旨を官報に告示する。

(退去強制令書の発付に伴う難民認定証明書等の返納)

第六十一条の二の七 本邦に在留する外国人で難民の認定を受けているものが、第四十七条第一項の規定に基づく退去強制の手続において退去強制令書の発付を受けたときは、当該外国人は、速やかに法務大臣にその所持する難民認定証明書及び難民旅行証明書を返納しなければならない。

(難民に関する法務大臣の裁決の特例)

第六十一条の二の八 法務大臣は、第四十九条第一項の規定による異議の申出をした者が難民の認定を受けている者であるときは、第五十条第一項に規定する場合のほか、第四十九条第三項の裁決に當たつて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、その者の在留を特別に許可することができる。この場合においては、第五十条第二項及び第三項の規定を準用する。

第六十一条の五第一項中「この政令又は外

国人登録法」を「法令」に、「場合の外」を「場合のはか」に改める。

第六十一条の八第一項中「この政令の規定によること」を「出入国の管理及び難民の認定に関する」を「出入国の管理及び難民の認定に関する」に改める。

第六十八条 外国人は、第六十一条の二の六第

一項の規定により難民旅行証明書の交付を受

に改め、「再入国の許可を受けて出国する場合」の下に「及び入管法第六十一条の二の六の規定による難民旅行証明書の交付を受けて出国する場合」を加える。

第十三条の見出し中「呈示」を「提示」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第三項中「呈示」を「提示」に改める。

第十四条第二項中「出入国管理令」を「入管法」に改める。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十九条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第三項中「呈示」を「提示」に改める。

第十四条第二項中「出入国管理令」を「入管法」に改める。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十九条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、同条第三項中「呈示」を「提示」に改める。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十九条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改める。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十九条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改める。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十九条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改める。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十九条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改める。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十九条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改める。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十九条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改める。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十九条第一項中「出入国管理令」を「入管法」に改め、「当り」を「当たり」に、「呈示」を「提示」に改める。

（ボッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

（法務省設置法の一部改正）

9 法務省設置法（昭和二十二年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第七号中「出入国の管理及び」の下に「難民の認定並びに」を加える。

第十二条の二中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
難民の認定並びにを加える。

第三 難民の認定に関する事項

第十三条の十第一項中「出入国管理令」を「出入国管理及び難民認定法」に改める。

第十三条の十一第一項中「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君 大だいま議題となりました二法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、出入国管理令の一部を改正する法律案は、最近における出入国者の飛躍的増加、外国人の在留目的の多様化等の状況にかんがみ、これに

対応できるよう現行法制を改め、また、わが国社会に定住している長期在留外国人の法的地位を、

その在留実態に見合った安定したものにするた

め、必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、長期在留外国人に対す

る永住許可の特例措置、出入国管理行政の現状と

今後の対応、留学生の資格活動の範囲、米軍施設等における外国人の入国審査、外国人である夫ま

たは妻の入国審査における取り扱いの実態等につ

いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録に

譲ります。

本法案は全会一致をもって可決すべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年六月四日

母子福祉法の一部を改正する法律案

に関する議定書への加入に伴い、その国内施策として、出入国管理令に難民認定手続、難民旅行証明書の交付等の規定を新設するほか、必要な改正を加え、あわせて、同条約等に定める社会保障の面における内国民待遇を図るため国民年金法等

法律の一部を改正し、これらの法律における国籍を加え、あわせて、同条約等に定める社会保障の要件を撤廃しようとするものであります。

委員会におきましては、わが国における難民受け入れの実情、インドシナ難民の難民認定基準、一時庇護の制度、本法律の運用方針、長期在留外国人の社会保障等について質疑が行われました

が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、本法の運用に当たっては、人道上十分な配慮をすること等を内容とする

各派共同提案に係る附帯決議案が寺田委員より提出され、全会一致をもって本委員会の決議とする

ことに決定いたしました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（徳永正利君） これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永正利君） 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、母子家庭の母等の雇用を促進するため、職業相談員の増員等職業紹介体制の整備、職業訓練の機動的な実施について積極的な推進を図ること。

二、母子家庭等の生活の安定を図るため、雇用対策法及び雇用保険法に基づく雇用援護措置の積極的な活用に努めること。

三、事業内託児施設その他の福祉施設の設置または利用の促進に努めること。

右決議する。

母子福祉法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

審査報告書

母子福祉法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 德永 正利殿

社会労働委員長 片山 基市

一回国会における「食糧自給力強化に関する決議」の趣旨をふまえ、需要の動向に即応した国内生産の拡大を基本とし、食糧安全保障体制の確立を旨としてその強力な展開を図るとともに、食糧輸入政策はこれに即して適正に運用す

、米穀の管理に関する基本計画の策定に当たつては、米穀の生産、流通、消費の各方面にわたる関係者の意向が十分に反映されるよう適切な措置を講ずること。

一、また、基本計画及び供給計画における米穀の需給見通しについては、それによつて米の生産調整を強制することとならないよう定めること。

二、自主流通米の数量については、本制度の基本である政府の全量管理の実効性を阻害しないよう適正な水準を維持すること。

三、なお、予約限度超過米の集荷、流通の適正化を図ること。

四、米穀の政府買入価格の決定に当たつては、從来どおり法の定めるところにより、米穀の再生産を確保することを旨として定めるとともに、競争率年度面積について、同様に消費者の家計

五、緑色米及び贈答米に名を借りた不正規流通を発生させないよう適正な措置を講ずることもあって、いかなる米の不正規流通をも厳正に取り締まること。

六、集荷業者の指定、販売業者の許可制度の運用に当たつては、これらの特定された流通業者による効率的かつ活発な活動が期待されるよう配慮すること。

また、集荷区域財界に於ける新規参入の導入等の検討に当たつては、競争条件を整備するとともに、既存業者の営業実態に十分配慮する等慎重に行うこと。

と。特に、米飯学校給食については、将来の米の消費にもつながることであり、その普及、充実に努めるとともに、純米酒の推進、新規用途の開発普及等の施策を強力に推進すること。

トス
依リ毎年米穀ノ管理ニ因スル基本計画（以下ト
本計画ト称ス）ヲ定ムルモノトス
基本計画ニ於テハ左ニ掲タル事項ヲ定ムルモノ

次の一項を加える。
前項ノ規定ニ依リ充渡ヲ為ス場合ニ於ケル予定
価格ハ政令ノ定ムル所ニ依リ標準充渡価格ヲ基
準トシテ之ヲ決定ム

は、生産者の理解と協力を前提とし、自主性を尊重しつつ、その凹滑かつ機動的な運用を期すること。

一
二
三
四
米穀ノ管理ニ關スル基本事項
米穀ノ需給ノ見通ニ關スル事項
政府ノ管理スベキ米穀ノ數量並ニ其ノ用途

九、米穀の備蓄については、基本計画において明らかにするとともに、国民食糧の安定供給に万全を期するため、備蓄方式の見直しを行うほか、その目的を十分に達成し得る適正数量を確

別、品質別及流通ニ於ケル管理ノ態様別ノ數量ノ見通ニ関スル事項
五、其ノ他米穀ノ管理ニ關スル重要事項
農林水産大臣ハ米穀ノ需給事情其ノ他ノ經濟事

保すること。
十、水田の高い生産力を維持しつゝ飼料自給力の向上を図るため、国及び地方公共団体による飼料用稲の試験研究を積極的に推進し、その実用

情ニ変動ヲ生ジタル場合ニ於テ特ニ必要アリト
認ムルトキハ基本計画ヲ変更スルコトヲ得
農林水産大臣ハ基本計画ヲ定メ又ハ之ヲ変更シ
タルトキハ遲滞ナク之ヲ公表スルモノトス

化に努めるとともに、民間における試験栽培について、それが円滑に行えるよう施策の充実を期すること。

第三条第一項中「命令ヲ以テ定ムルモノヲ」を
「基本計画ニ依リ政府ノ管理スペキモノトセラレ
タル米穀ノ數量ヲ基礎トシ以政令ヲ以テ定ムルモノ

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
食糧管理法の一部を改正する法律案

ノヲ直接又ハ第八条ノ二第三項ノ集荷業者ニ委託
ヲシテ」に改め、同項に次のたなし書を加える。
但シ基本計画ニ即シ消費者ニ対シ計画的ニ適正化
し得る方針を定め、これを公表する。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十六年五月十五日

日本清ナル伊織大輔サルモノレシテ政令ノハ
ムル所ニ依リ政府以外ノ者ニ壳渡サルモノハ
此ノ限ニ在ラズ
第一回第一頁と次つようて改まる。

参議院議長 徳永 正利殿

第四回第一項を次の如くとする
政府ハ其ノ買入レタル米穀ヲ第八条第一項ノ供
給計画ニ即シ第八条ノ第三第一項ノ許可ヲ受ケテ
米穀ノ卸売ヲ行フ者又ハ政府ノ指定スル

食糧管理法の一部を改正する法律
食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を
次のように改正する。

大蔵、金井、美濃、行司、小川、主計
者ニ隨意契約ニ依リ完渡スモノトシ農林水産大臣ニ
於テ隨意契約ニ依ルコトヲ不適当ト認ムルト
トキハ此等ノ者ニ入札ノ方法ニ依ル一般競争申

第一条中「配給ノ統制」を「流通ノ規制」に改め
る。

約又ハ指名競争契約ノ中農林水産大臣ノ選択ス
ル競争契約ニ依リ壳渡スモノトス

第二条ノ二 農林水産大臣ハ米穀ノ需給ノ調整其ノ他本法ノ目的ヲ遂行スル爲政令ノ定ムル所ニ

第四条第二項中「場合ニ於ケル政府ノ壳渡ノ価格」を「標準壳渡価格」に改め、同条第一項の次に

昭和五十六年六月五日 参議院会議録第一二三号

食糧管理法の一部を改正する法律案

府県知事ニ之ヲ通知スルト共ニ其ノ概要ヲ公表
スルモノトス

第八条ノ二 米穀ノ集荷ノ業務（米穀ノ生産者ヨリ
リ米穀ヲ集荷スル業務及當該業務ヲ行フ者ヨリ
米穀ヲ集荷スル業務ヲ謂フ）ヲ行ハントスル者
ハ政令ノ定ムル所ニ依リ農林水産大臣ノ指定ヲ
受クベシ

前項ノ指定ノ之ヲモクシテフル者ナ同取ノ業形ヲ的確ニ遂行スルニ足ルモノトシテ政令ノ定ムル要件ヲ具フル場合ニ生産者ヨリノ米穀ノ適正且円滑ナル集荷ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之ヲ行フモノトス

農林水産大臣ハ第一項ノ指定ヲ受ケタル者（以下集荷業者ト称ス）ノ業務ノ運営ニ付必要ナル

農林水産大臣ハ前項ノ基準ヲ遵守セシメ其ノ他
集荷業者ノ業務ノ適正ナル運営ヲ確保スル為必

要アリト認ムルトキハ集荷業者ニ対シ其ノ者ノ業務ニ関シ必要ナル改善措置ヲ採ルベキ旨ヲ命

ズルコトヲ得
農林水産大臣ハ集荷業者ガ本法若ハ本法ニ基キ

テ発スル命令若ハ此等ニ基キテ為ム处分ニ違反シタルトキ又ハ第二項ノ政令ノ定ムル要件ヲ欠クニ至リタルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ

指定ヲ取消シ又ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限スルコトヲ得

前各項ニ定ムルモノノ外集荷業者ノ指定ニ関シ
必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条ノ三 米穀ノ卸売ノ業務又ハ小売ノ業務ヲ
行ハントスル者ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府
県知事、許可ヲ受クベシ。

前項ノ許可ハ之ヲ受ケントスル者ガ同項ノ業務ヲ的確ニ遂行スルニ足ルモノトシテ政令ノ定ム

ル要件ヲ具フル場合ニ消費者ニ対スル米穀ノ適正且円滑ナル供給ヲ確保スルコトヲ旨トシテ之

前条第三項乃至第六項ノ規定ハ第一項ノ許可ヲ受ケタル者ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条

第四項及第五項中「農林水產大臣」トアルハ「都道府県知事」ト同項及同条第六項中「指定」トアルハ「許可」ト說ミ替フルモノトス
第八条ノ四 米穀ノ需給ガ著シク逼迫シ又ハ逼迫スルノ虞アル場合ニ於テ基本計画及供給計画ニ即シタル米穀ノ適正且円滑ナル供給ノ確保ガ相当ノ期間極メテ困難ナルコトニ因リ国民食糧ノ確保及國民經濟ノ安定ニ重大ナル支障ヲ生ジ又ハ生ズルノ虞アリト認メラルルトキハ其ノ事態ヲ克服スル為必要ナル限度ニ於テ政令ヲ以テ米穀ノ割当、購入券ノ發給其ノ他ノ配給ニ関シ必要ナル事項ヲ定ムルコトヲ得
第八条ノ五及び第八条ノ六を削る。
第九条第一項中「公正且適正ナル配給」を「適正且円滑ナル供給」に改め、「配給」を削る。
第十一条第一項中「若ハ移出」及び「若ハ移入」を削り、同条第二項中又ハ移入」を削り、同条第四項中「若ハ移出」及び「若ハ移入」を削る。
第十三条ノ二を削る。
第十四条中「第三条第一項ノ命令」を「第三条第一項本文ノ政令」に改める。
第十五条中「第三条第一項ノ命令」を「第三条第一項本文ノ政令」に改める。
第二十九条 本法ニ基キ命令ヲ定メ又ハ改廢セントスルトキハ其ノ命令ニ於テ必要ナル経過措置(罰則ニ係ルモノヲ含ム)ヲ定ムルコトヲ得
第三十一条 第八条ノ二第一項ノ指定ヲ受ケズシテ同項ノ業務ヲ行ヒタル者又ハ第八条ノ三第一項ノ許可ヲ受ケズシテ同項ノ業務ヲ行ヒタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三百萬円以下ノ罰金ニ処
第三项ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依
第三十二条第一項中「三年」を「二年」に、「三万円」を「三百万円」に改め、同項第二号中「第八条ノ四第三項ノ規定」を「第八条ノ二第五項(第八条ノ

ル停止又ハ制限ノ処分」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加え
る。

三 第九条第一項又ハ第十条ノ規定ニ依ル命令
ニ違反シタル者

第三十二条第二項中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、「若ハ移出」及び「若ハ移入」を削り、
同条の次に次の二条を加える。

第三十二条ノ二 第八条ノ二第四項（第八条ノ三
第三項ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依
ル命令ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ百
万円以下ノ罰金ニ処ス

第三十三条中「一年」を「六月」に、「一方円」を
「五十万円」に改める。

第三十三条ノ二を削る。

第三十四条中「第三十三条」を「前条」に改める。

第三十七条ただし書を削る。

第三十八条から第四十三条までを次のように改
める。

第三十八条 第八条ノ四ノ規定ニ依ル政令ニハ其
ノ政令若ハ之ニ基キテ発スル命令又ハ此等ニ基
キテ為ス处分ニ違反シタル者ヲ五年以下ノ懲役
若ハ三百百万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
ル旨ノ規定及法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代
理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ
業務ニ関シ当該違反行為ヲシタルトキハ行為
者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ各本条ノ
罰金ヲ科スル旨ノ規定ヲ設立コトヲ得

第三十九条乃至第四十三条 削除

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

2 この法律による改正後の食糧管理法(以下「新
法」という。)第三条第一項の規定は、昭和五十
七年産の米穀から適用し、昭和五十六年産の米

3 穀については、なお從前の例による。

この法律の施行の際現にこの法律による改正前の食糧管理法(以下「旧法」という。)の規定に基づく食糧管理法施行令(昭和二十二年政令第三百三十号)第五条第一項の指定を受けている者又はその者から米穀を集荷する業務を行つてゐる者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第八条ノ二第一項の指定を受けたものとみなす。これらの者がその期間内に当該指定の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し指定をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

4 この法律の施行の際現に旧法第八条ノ二第二項の登録を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第八条ノ三第一項の許可を受けたものとみなす。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し許可をするかどうかの処分がある日まで、同様とする。

5 この法律の施行前にした行為及び附則第二項の規定により從前の例によることとされる旧法第三条第一項の規定に違反する行為でこの法律の施行後にしたものに対する罰則の適用については、なお從前の例による。

6 附則第二項から前項までに規定するもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)

7 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第十二号を次のように改める。

十二 米穀の配給を受ける者(食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第八条ノ四の規定に基づく政令の規定により米穀の配給が実施される場合におけるその配給に基づき米穀の配給を受ける者で政令で定めるものをいう。第三十条及び第三十七条第二項において同じ。)については、その米穀の配給に

関する事項で政令で定めるもの

第三十条の見出し中「米穀類の消費者である者」を「米穀の配給を受ける者」に改め、同条中

「米穀類の消費者」を「米穀の配給を受ける者」に、「米穀類の配給」を「米穀の配給」に、「附記」を「付記」に改める。

第三十七条第二項中「米穀類の消費者」を「米穀の配給を受ける者」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一
部改正)

8 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のよう

に改正する。

第一百十条中「及び第八条ノ二から第八条ノ六まで」を「第八条ノ二及び第八条ノ三」に改め

る。

第一百十二条第一項中「次項において同じ。」を削り、同条第二項中「その売渡しの価格」を「その売渡しに係る同条第二項の標準売渡価格」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「本土標準売渡価格」を「本土標準売渡価格(同項の規定により定められる米穀の標準売渡価格をいう。)」に改め

る。

[井上吉夫君登壇 拍手]

○井上吉夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、米穀の需給事情的確に対応でき

るようにするため、食糧の不足を前提としている現行法の諸規定を改めて、米穀の管理に関する基

本計画及び供給計画の策定、自主流通米の流通、集荷業者の指定制及び販売業者の許可制、食管制

度の根幹、本法改正の理由、食糧安全保障上の役割り、第二次臨時行政調査会の動向との関連等総

括的な問題を初め、生産者米価と消費者米価のあ

り方、予約限度制、全量政府管理等の趣旨、基本

計画の意義と水田利用再編対策との関係、自主流

通米及び予約限度超過米の取り扱い方針、贈答

米、緩急時の規制の緩和と米の不正規流通の防止

対策、緊急時の配給・備蓄体制等について質疑が

行われましたが、その詳細は会議録によつて御承

知願います。

なお、参考人から意見を聴取したほか現地調査

を行いました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本

社会党村沢牧君から反対の討論、自由民主党・自

由国民会議坂元親男君から賛成の討論、また、日

本共産党下田京子君から反対の討論があり、採決

の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

次いで、全会一致をもつて、国民食糧を確保す

るため全量管理を基本とする食管制度を今後も堅

持すべき趣旨の各会派共同提案の附帯決議がなさ

れました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしま

す。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 賛成者起立

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、揮発油の使用の節減を図るために、通商産業大臣が、揮発油販売業者の営業日の制限等に関する事項について所要の措置を講じるべきものと決定いたしました。

次いで、金会一致をもつて、国民食糧を確保す

るため全量管理を基本とする食管制度を今後も堅

持すべき趣旨の各会派共同提案の附帯決議がなさ

れました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたしま

す。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(徳永正利君) 賛成者起立

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本法律案は、米穀の需給事情的確に対応でき

るようにするため、食糧の不足を前提としている

現行法の諸規定を改めて、米穀の管理に関する基

本計画及び供給計画の策定、自主流通米の流通、

集荷業者の指定制及び販売業者の許可制、食管制

度の根幹、本法改正の理由、食糧安全保障上の役

割り、第二次臨時行政調査会の動向との関連等総

丸三郎君。

審査報告書

揮発油販売業法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和五十六年六月四日

参議院議長 德永 正利殿

商工委員長 金丸 三郎

七条の十二)

第四章 雜則 第十八条 第二十三条
第五章 則則 第二十四条 第二十七条

附則

第一章 総則

第一条中「國り」を「國るとともに、揮発油の使

用の節減に寄与し」に改める。

第二条の次に次の章名を付する。

第二章 登録

第三章 挥発油の品質の確保

第三章 挥発油の分析の委託

第六条の次に次の二号を加える。

第六条の二 挥発油の品質の確保

第六条の三 挥発油の分析の委託

第六条の四 挥発油の分析の委託

第六条の五 挥発油の分析の委託

第六条の六 挥発油の分析の委託

第六条の七 挥発油の分析の委託

第六条の八 挥発油の分析の委託

第六条の九 挥発油の分析の委託

第六条の十 挥発油の分析の委託

第六条の十一 挥発油の分析の委託

第六条の十二 挥発油の分析の委託

第六条の十三 挥発油の分析の委託

第六条の十四 挥発油の分析の委託

第六条の十五 挥発油の分析の委託

第六条の十六 挥発油の分析の委託

第六条の十七 挥発油の分析の委託

第六条の十八 挥発油の分析の委託

第六条の十九 挥発油の分析の委託

第六条の二十 挥発油の分析の委託

第六条の二十一 挥発油の分析の委託

第六条の二十二 挥発油の分析の委託

第六条の二十三 挥発油の分析の委託

第六条の二十四 挥発油の分析の委託

第六条の二十五 挥発油の分析の委託

第六条の二十六 挥発油の分析の委託

第六条の二十七 挥発油の分析の委託

第六条の二十八 挥発油の分析の委託

第六条の二十九 挥発油の分析の委託

第六条の三十 挥発油の分析の委託

第六条の三十一 挥発油の分析の委託

第六条の三十二 挥発油の分析の委託

第六条の三十三 挥発油の分析の委託

第六条の三十四 挥発油の分析の委託

第六条の三十五 挥発油の分析の委託

第六条の三十六 挥発油の分析の委託

第六条の三十七 挥発油の分析の委託

第六条の三十八 挥発油の分析の委託

第六条の三十九 挥発油の分析の委託

第六条の四十 挥発油の分析の委託

第六条の四十一 挥発油の分析の委託

第六条の四十二 挥発油の分析の委託

第六条の四十三 挥発油の分析の委託

第六条の四十四 挥発油の分析の委託

第六条の四十五 挥発油の分析の委託

第六条の四十六 挥発油の分析の委託

第六条の四十七 挥発油の分析の委託

第六条の四十八 挥発油の分析の委託

第六条の四十九 挥発油の分析の委託

第六条の五十 挥発油の分析の委託

第六条の五十一 挥発油の分析の委託

第六条の五十二 挥発油の分析の委託

第六条の五十三 挥発油の分析の委託

第六条の五十四 挥発油の分析の委託

第六条の五十五 挥発油の分析の委託

第六条の五十六 挥発油の分析の委託

第六条の五十七 挥発油の分析の委託

第六条の五十八 挥発油の分析の委託

第六条の五十九 挥発油の分析の委託

第六条の六十 挥発油の分析の委託

第六条の六十一 挥発油の分析の委託

第六条の六十二 挥発油の分析の委託

第六条の六十三 挥発油の分析の委託

第六条の六十四 挥発油の分析の委託

第六条の六十五 挥発油の分析の委託

第六条の六十六 挥発油の分析の委託

第六条の六十七 挥発油の分析の委託

第六条の六十八 挥発油の分析の委託

第六条の六十九 挥発油の分析の委託

第六条の七十 挥発油の分析の委託

第六条の七十一 挥発油の分析の委託

第六条の七十二 挥発油の分析の委託

第六条の七十三 挥発油の分析の委託

第六条の七十四 挥発油の分析の委託

第六条の七十五 挥発油の分析の委託

第六条の七十六 挥発油の分析の委託

第六条の七十七 挥発油の分析の委託

第六条の七十八 挥発油の分析の委託

第六条の七十九 挥発油の分析の委託

第六条の八十 挥発油の分析の委託

第六条の八十一 挥発油の分析の委託

第六条の八十二 挥発油の分析の委託

第六条の八十三 挥発油の分析の委託

第六条の八十四 挥発油の分析の委託

第六条の八十五 挥発油の分析の委託

第六条の八十六 挥発油の分析の委託

第六条の八十七 挥発油の分析の委託

第六条の八十八 挥発油の分析の委託

第六条の八十九 挥発油の分析の委託

第六条の九十 挥発油の分析の委託

第六条の九十一 挥発油の分析の委託

第六条の九十二 挥発油の分析の委託

第六条の九十三 挥発油の分析の委託

第六条の九十四 挥発油の分析の委託

第六条の九十五 挥発油の分析の委託

第六条の九十六 挥発油の分析の委託

第六条の九十七 挥発油の分析の委託

第六条の九十八 挥発油の分析の委託

第六条の九十九 挥発油の分析の委託

第六条の一百 挥発油の分析の委託

第六条の一百一 挥発油の分析の委託

第六条の一百二 挥発油の分析の委託

第六条の一百三 挥発油の分析の委託

第六条の一百四 挥発油の分析の委託

第六条の一百五 挥発油の分析の委託

第六条の一百六 挥発油の分析の委託

第六条の一百七 挥発油の分析の委託

第六条の一百八 挥発油の分析の委託

第六条の一百九 挥発油の分析の委託

第六条の一百十 挥発油の分析の委託

第六条の一百十一 挥発油の分析の委託

第六条の一百十二 挥発油の分析の委託

第六条の一百十三 挥発油の分析の委託

第六条の一百四 挥発油の分析の委託

第六条の一百五 挥発油の分析の委託

第六条の一百六 挥発油の分析の委託

第六条の一百七 挥発油の分析の委託

第六条の一百八 挥発油の分析の委託

第六条の一百九 挥発油の分析の委託

第六条の一百十 挥発油の分析の委託

第六条の一百十一 挥発油の分析の委託

第六条の一百十二 挥発油の分析の委託

第六条の一百十三 挥発油の分析の委託

第六条の一百四 挥発油の分析の委託

第六条の一百五 挥発油の分析の委託

第六条の一百六 挥発油の分析の委託

第六条の一百七 挥発油の分析の委託

第六条の一百八 挥発油の分析の委託

第六条の一百九 挥発油の分析の委託

第六条の一百十 挥発油の分析の委託

第六条の一百十一 挥発油の分析の委託

第六条の一百十二 挥発油の分析の委託

第六条の一百十三 挥発油の分析の委託

第六条の一百四 挥発油の分析の委託

第六条の一百五 挥発油の分析の委託

第六条の一百六 挥発油の分析の委託

第六条の一百七 挥発油の分析の委託

第六条の一百八 挥発油の分析の委託

第六条の一百九 挥発油の分析の委託

第六条の一百十 挥発油の分析の委託

第六条の一百十一 挥発油の分析の委託

第六条の一百十二 挥発油の分析の委託

第六条の一百十三 挥発油の分析の委託

第六条の一百四 挥発油の分析の委託

第六条の一百五 挥発油の分析の委託

第六条の一百六 挥発油の分析の委託

の一部改正案は全会一致をもつて、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより採決をいたします。まず、揮発油販売業法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

官 報 (号 外)

一、内閣に送付するを要するもの

第五四四号 国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十六年六月三日

参議院議長 徳永 正利殿 エネルギー対策特別委員長 細川 譲熙

一、委員会の決定の理由
本法律案は、新幹線鉄道の整備に資するため、新幹線鉄道に関し、地方公共団体が日本国有鉄道又は日本鉄道建設公團に対するその建設のため必要な資金についての補助金等の交付その他の財政上の措置を講ずることができるようにして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御しようとするもので、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十六年五月二十八日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 徳永 正利殿

全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律

委員会における質疑の詳細は会議録により御承

知願います。
質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小笠原委員から反対、民社党・国民連合を代表して柳澤委員から賛成の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)の一部を次のよう改定する。

第十三条第二項を次のように改める。

地方公共団体は、新幹線鉄道が該地方の開発発展及び住民の生活の向上に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道に関する、日本国有鉄道又は日本鉄道建設公團に対するその建設のため必要な資金についての補助金等の交付その他財政上の措置を講ずることができる。

第十三条に次の二項を加える。

3 地方公共団体は、前項に規定するもののか、新幹線鉄道に関し、その建設に要する土地の取得のあつせんその他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

審査報告書
全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年六月四日

運輸委員長 黒柳 明

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に全国新幹線鉄道整備法第九条第一項の規定による工事実施計画の認可を

附 則

審査報告書(エネルギー対策特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第五四四号 国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十六年六月三日

参議院議長 徳永 正利殿 エネルギー対策特別委員長 細川 譲熙

審査報告書(通信委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

第五四四号 国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十六年六月三日

参議院議長 徳永 正利殿 エネルギー対策特別委員長 細川 譲熙

審査報告書(通信委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

第五四四号 国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十六年六月四日

参議院議長 徳永 正利殿 エネルギー対策特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

第五四四号 国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十六年六月四日

参議院議長 徳永 正利殿 エネルギー対策特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

第五四四号 国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十六年六月四日

参議院議長 徳永 正利殿 エネルギー対策特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

第五四四号 国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十六年六月四日

参議院議長 徳永 正利殿 エネルギー対策特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

第五四四号 国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十六年六月四日

参議院議長 徳永 正利殿 エネルギー対策特別委員会第一号)

一、議院の会議に付するを要するもの

第五四四号 国内エネルギー資源開発利用の拡大に関する請願

昭和五十六年六月五日 参議院会議録第二十三号

議長の報告事項

八〇四

黒柳	三治	明君	田代富士男君
原	重信君	柄谷	道二君
矢追	秀彦君	細川	鈴木
渋谷	邦彦君	柏原	一弘君
栗林	卓司君	木島	護熙君
中村	禎二君	二宮	文造君
多田	省吾君	小平	芳平君
白木義一郎君	藤井恒男君	中尾	辰義君
新谷寅三郎君	大石武一君	安井	謙君
森田重郎君	山田勇君	田渕	哲也君
喜屋武真策君	野末陳平君	青島	幸男君
三浦八水君	三浦平君	江田	五月君
井上田山君	井上円山君	前島英三郎君	豊君
高橋降矢君	高橋吉三君	秦	二郎君
元彦君	吉夫君	岩上	官平君
均君	要君	松尾	増岡
勝久君	元彦君	坂元	康治君
白井祐一君	吉夫君	林	正夫君
源田莊一君	吉夫君	竹内	寛子君
藤田純三君	吉夫君	林	潔君
村上岩崎	吉夫君	片山	親男君
福田中村	吉夫君	下条進一郎君	道君
森山眞弓君	吉夫君	河本嘉久藏君	正英君
正邦君	正邦君	稻嶺	一郎君
啓二君	正明君	中西	一郎君
成相	仲川幸男君	八木	一郎君
	高平公友君	熊谷太三郎君	正巳君
	野呂田芳成君	田中	
	裕久君	初村滝一郎君	

岩本	降矢	敬雄君
大河原太一郎君	政光君	武雄君
北	修二君	三郎君
堺野	久興君	俊夫君
金丸	重信君	又三君
堀内	又三君	古賀雷四郎君
龟井	世耕	政隆君
坂野	植木	光教君
梶木	加藤	武德君
安田	山田耕	太郎君
町村	大木	道行君
植木	高木	良孝君
加藤	梶原	富雄君
小澤	山本	信君
岩動	佐々木	浩君
山本	長谷川	清君
名尾	中村	太郎君
高木	秦野	章君
大木	宮田	輝君
梶原	佐々木	滿君
山本	長谷川	惠造君
名尾	中村	衛藤征士郎君
高木	秦野	福岡日出磨君
大木	宮田	赤桐
梶原	佐々木	鈴木
山本	長谷川	内藤督三郎君
名尾	中村	村田
高木	秦野	秀三君
大木	宮田	正俊君

正君	津君	板垣	真鍋	熊谷	鈴木	龜長	大島	岡田	齋藤榮三郎君	昭子君	十朗君	稔君	童男君	盛君	重貞君	尚治君	修治君	亮吉君	茂夫君	睦男君	福島	木村	藏内	西村	丸茂	增田	山崎	上田	齋藤	山東	岡田	正君	弘君	賢二	正君								
和郎君	置	玉	岡	片	土屋	長田	石本	義彦君	勝治君	一郎君	泰君	牧君	正夫君	雄君	三郎君	川原新次郎君	田沢	内藤	中山	美濃部亮吉君	千夏君	健君	智治君	尚治君	修治君	亮吉君	茂夫君	睦男君	福島	木村	藏内	西村	丸茂	增田	山崎	上田	齋藤	山東	岡田	正君	弘君	賢二	正君
目黑	今朝	次郎君	義彦君	勝治君	一郎君	泰君	牧君	正夫君	雄君	三郎君	川原新次郎君	田沢	内藤	中山	美濃部亮吉君	千夏君	健君	智治君	尚治君	修治君	亮吉君	茂夫君	睦男君	福島	木村	藏内	西村	丸茂	增田	山崎	上田	齋藤	山東	岡田	正君	弘君	賢二	正君					
和郎君	置	玉	岡	片	土屋	長田	石本	義彦君	勝治君	一郎君	泰君	牧君	正夫君	雄君	三郎君	川原新次郎君	田沢	内藤	中山	美濃部亮吉君	千夏君	健君	智治君	尚治君	修治君	亮吉君	茂夫君	睦男君	福島	木村	藏内	西村	丸茂	增田	山崎	上田	齋藤	山東	岡田	正君	弘君	賢二	正君

議長の報告事項
一昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

吉田	本岡	正雄君	守君
三日議長	昭次君	和美君	佐藤君
議長	山田	鈴木	坂倉
可し、その欠けを指名した。	下田	佐藤	三吾君
	大森	松前	達郎君
	龜山	高杉	廻忠君
	近藤	丸谷	武一君
	安恒	佐藤	勝又
	丸谷	志苦	大木
	佐藤	良一君	正吾君
	忠孝君	金保君	安武
	昭夫君	裕君	洋子君
	野田	哲君	矢田部
	片山	甚市君	理君
	沓脱タケ子君	宮之原貞光君	福間
	竹田	立木	知之君
	四郎君	洋君	照美君
	小山	一平君	寺田
	川村	清一君	和田
	田中寿美子君	英行君	粕谷
	小笠原貞子君	対馬	山中
	渡谷	孝且君	寺田
	阿具根	登君	熊雄君
	加瀬	完君	和田
國務大臣	宮本	顯治君	静夫君
法務大臣			山崎
外務大臣			昇君
厚生大臣			小野
農林水產大臣			明君
通商產業大臣			薺ヶ久保重光君
運輸大臣			戸叶
			市川
			正一君
			青木
			薪次君
			小柳
			勇君
			藤田
			進君
			上田耕一郎君
			奥野
			誠亮君
			園田
			直君
			村山
			達雄君
			龜岡
			高夫君
			田中
			六助君
			堀川正十郎君

同日議長において、次のとおり
許可し、その補欠を指名した

内閣委員	辞任		
地方行政委員	岩本 関口	惠造君	補欠
法務委員	松尾	官平君	石破
大蔵委員	衛藤征士郎君	鍋島	二朗君
文教委員	辭仕	降矢 敬雄君	直紹君
社会労働委員	大木 江藤	大石 武一君	山内
農林水産委員	丸谷 智君	野呂田芳成君	一郎君
商工委員	宮本 顯治君	岩本 政光君	補欠
運輸委員	対馬 浩君	幸男君	補欠
議院運営委員	香脱タケ子君	仲川	鍋島
辞仕	大石 武一君	幸男君	二朗君
辭仕	石破 二朗君	金保君	直紹君
辭仕	鍋島 直紹君	顧治君	山内
辭仕	松尾 敬雄君	官平君	一郎君
辭仕	江藤 智君	江藤 智君	補欠
辭仕	丸谷 金保君	智君	補欠
辭仕	宮本 顧治君	幸男君	補欠
辭仕	対馬 幸男君	仲川 幸男君	補欠
辭仕	香脱タケ子君	金保君	鍋島 直紹君
辭仕	大木 浩君	顧治君	山内
辭仕	松尾 敬雄君	官平君	一郎君
又三君	江藤 智君	江藤 智君	補欠
樺木 関口	智君	智君	補欠
仲川 幸男君			
幸男君			
樺木 関口			
又三君			

商工委員会

理事 市川 正一君 (市川正一君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

母子福祉法の一部を改正する法律案 (衆第五一
号)

社会労働委員会に付託

揮発油販売業法の一部を改正する法律案 (衆第
五二号)

社会労働委員会に付託

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企
業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改
正する法律案 (衆第五三号)

商工委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。北方地域内の村の北海道の区域内の市又は町へ
の編入についての地方自治法の特例に関する法
律案 (中山正暉君外十五名提出) (衆第五四号)

商工委員会に付託

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案
は、同院においてこれを承認することを議決した
旨の通知書を受領した。同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。揮発油販売業法の一部を改正する法律案 (衆第
五二号)

社会労働委員会に付託

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結
について承認を求めるの件同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。郵便小切手業務に関する約定の締結について承
認を求めるの件同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締
結について承認を求めるの件同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。郵便小切手業務に関する約定の締結について承
認を求めるの件同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。日本とグレート・ブリテン及び北部アイルラ
ンド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関
する約定の締結について承認を求めるの件同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。日本とオランダ王国との間の文化協
定の締結について承認を求めるの件同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。日本とギリシャ共和国との間の文化
協定の締結について承認を求めるの件同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。日本政府とギリシャ共和国との間の文化
協定の締結について承認を求めるの件同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。同日衆議院から予備審査のため次の内閣提出案
は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受
領した。放送大学学園法案 (第九十二回国会提出、本院
経続審査)

同日委員長から次の報告書が提出された。

出入国管理令の一部を改正する法律案 (閣法第
七〇号) 可決報告書難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入
国管理令その他関係法律の整備に関する法律案
(閣法第七一号) 可決報告書母子福祉法の一部を改正する法律案 (衆第五一
号) 可決報告書難民の地位に関する条約の締結について承認を
求めるの件 (閣法第一四号) 議決報告書難民の地位に関する議定書の締結について承認を
求めるの件 (閣法第一五号) 議決報告書食糧管理法の一部を改正する法律案 (閣法第六
四号) 可決報告書揮発油販売業法の一部を改正する法律案 (衆第
五二号) 可決報告書中小企業の事業活動の機会の確保のための大企
業者の事業活動の調整に関する法律の一部を改
正する法律案 (衆第五三号) 可決報告書全国新幹線鉄道整備法の一部を改正する法律案
(衆第三〇号) 可決報告書

法務委員会請願審査報告書 (第二号)

外務委員会請願審査報告書 (第一号)

文教委員会請願審査報告書 (第一号)

社会労働委員会請願審査報告書 (第一号)

農林水産委員会請願審査報告書 (第一号)

商工委員会請願審査報告書 (第一号)

通信委員会請願審査報告書 (第一号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

昭和五十五年度農業の動向に関する年次報告

に提出する質問主意書 (喜屋武真榮君提出)

万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結
について承認を求めるの件小包郵便物に関する約定の締結について承認を
求めるの件郵便為替及び郵便旅行小為替に関する約定の締
結について承認を求めるの件郵便小切手業務に関する約定の締結について承
認を求めるの件日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルラ
ンド連合王国との間の郵便支払指図の交換に関
する約定の締結について承認を求めるの件日本国政府とオランダ王国との間の文化協
定の締結について承認を求めるの件日本国政府とギリシャ共和国との間の文化
協定の締結について承認を求めるの件日本国政府とギリシャ共和国との間の文化
協定の締結について承認を求めるの件同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した
旨の通知書を受領した。

放送大学学園法

〔参照〕

六月三日議長において、左のとおり議席を変更
した。六八 増岡 康治君
一〇三 藤井 裕久君